

大宰府条坊跡 第 315 次発掘調査

太宰府市教育委員会 文化財課

1 調査の概要

調査位置 太宰府市朱雀六丁目 2577 番
調査原因 県道観世音寺二日市線拡幅に伴う榎社
境内の樹木移設等による発掘調査
調査主体 太宰府市教育委員会 文化財課
調査期間 平成 28 年 6 月下旬～
調査面積 141.97 m²（1 区、2 区分）

2 主要遺構

【9 世紀後半～10 世紀初頭頃】

掘立柱建物 315SB050
東西 3 間（5.8m）× 南北 1 間（2.8m）以上
溝跡 315SD001、005、025 方形を成す可能性あり。
溝幅 1.0m、深さ 0.3m。 方形の内法約 7m。

【1100 年前後頃】

掘立柱建物 315SB030
東西 3 間（7m）以上 × 南北 1 間（4m）

【平安時代後期】

掘立柱建物 315SB040
東西 3 間（6.8m）以上 × 南北 2 間（5.8m）



図 2 大宰府条坊跡第 315 次調査位置図

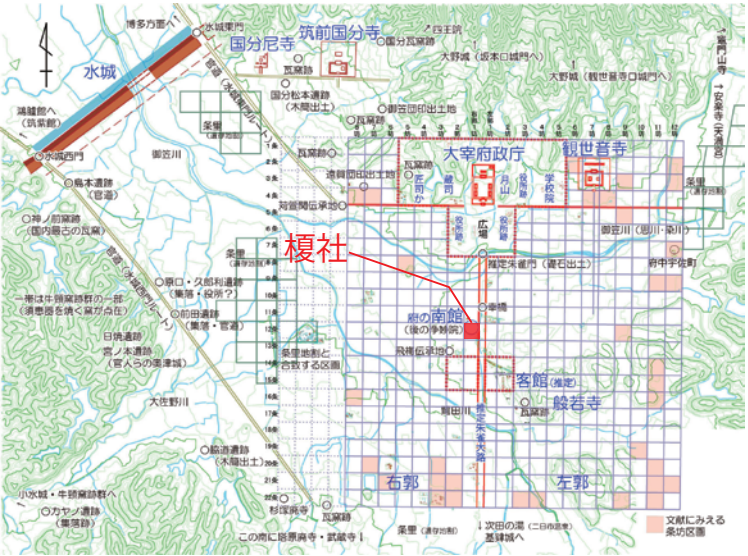


図 1 大宰府条坊と榎社の位置

3 榎社と菅原道真の終焉の地「南館」 （浄妙寺と神幸祭）

菅原道真公が最晩年の大宰府で過ごした 2 年間のことを綴った漢詩集『菅家後集』には、居所となった場所を「南館」と表記されています。

南館があったとされる場所には、建長 6（1254）年に成立したとされる伊賀守橘成季によって編纂された世俗説話集『古今著聞集』によれば、治安 3（1023）年に藤原惟憲が「天神の御車をとどめし地」に「一伽藍を其跡に修復して」「浄妙寺」を建立したとあります。

また同じ史料には康和 3（1101）年に大江匡房によりここを旅所とする神幸祭がおこなわれるようになったと記載され、『筑前国続風土記拾遺』（江戸後期成立）によれば浄妙寺の境内に大きな榎があったことからいつの頃からか「榎寺」と呼ばれるようになったと伝えられ、現在では「榎寺」や「榎社」と呼ばれる太宰府天満宮が管理する鎮守の杜となっています（図 2）。

今年の 9 月 21 日の夜には道真公の御霊を乗せた輿がこの境内に渡り、社殿の北にある浄妙尼（もろ尼御前）を祀る社に詣でた後に、社殿で一晩を過ごし、翌日に太宰府天満宮に戻ります。



図 3 現在の榎社
（南から。条坊 315 次の位置は写真右側の境内）

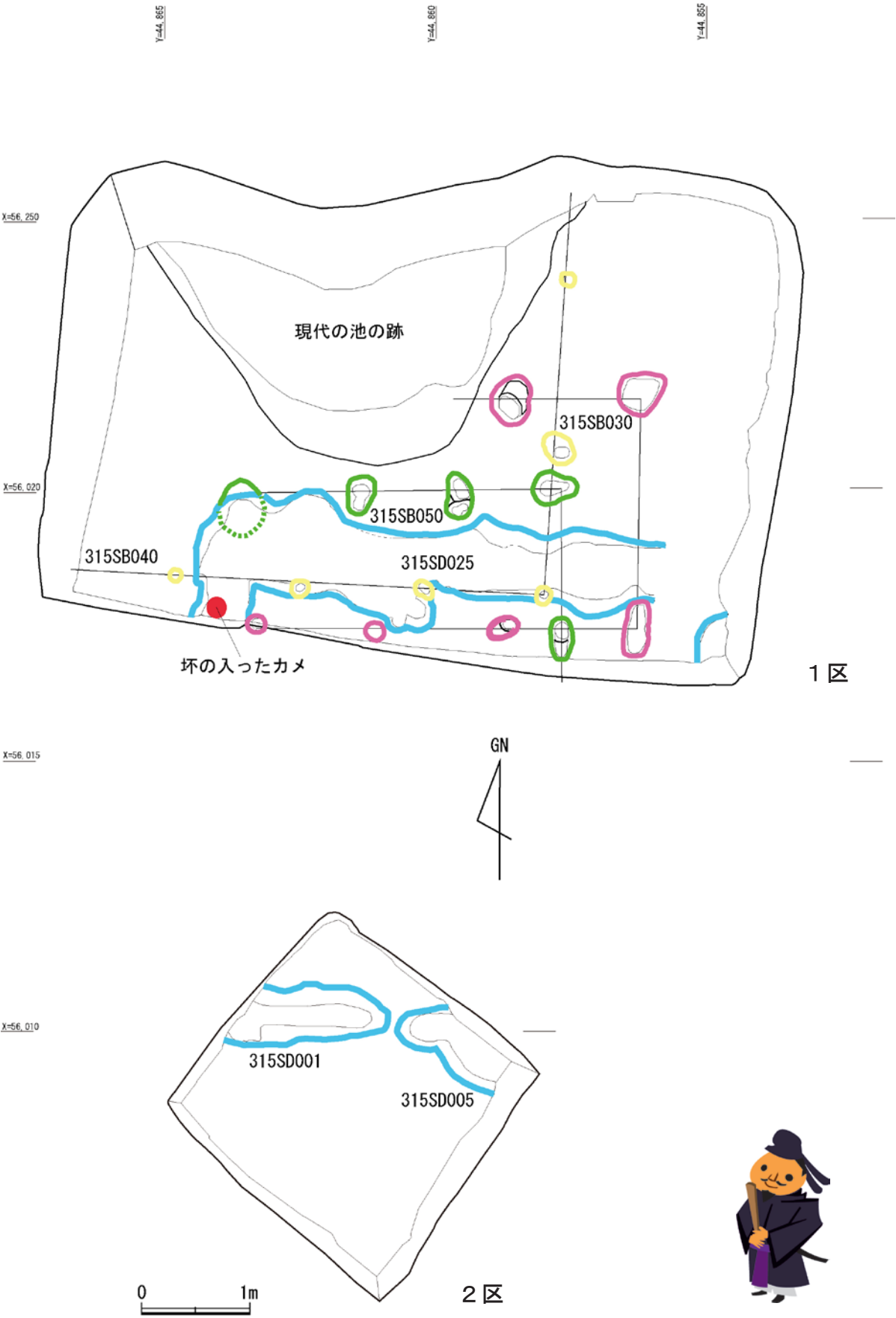


図 4 大宰府条坊跡第 315 次調査遺構実測図

4 主要遺構の所見

今回発見された遺構の時期は、方形になる可能性のある溝（315SD001、005、025）からはまとまって土器が出土し、その中にはカメに坏を重ねて入れた祭祀に係ると思われる遺物があり、それらの土器の形式から溝が機能していた時期は9世紀後半から10世紀初頭頃（大宰府土器編年第VIII期）に位置付けられます。掘立柱建物は3棟あり、そのうちの1棟（315SB050）は溝より先に存在したとみられ、9世紀から10世紀初頭の間に存在したものとみられます。柱穴の大きな別の1棟（315SB030）は1100年前後頃（大宰府土器編年第XII期）の土器が出土しています。残りの1棟（315SB040）も溝より新しい時期に属しますが、出土した土器は平安時代に属す小片のみで詳細な時期はわかっていません。

このことから、今回調査した地点で菅原道真公がここでくらしした時期を含む時代の遺構が、境内地ではじめて確認されたこととなりました。

遺構の時期は出土した土器から導き出されるもので、およそ四半世紀の幅で使用されており、道真公が在所した2年間をピンポイントで示せるような精度のものではありません。逆にそれだけの幅を持つため、道真公が在所した時期に係る遺構は、方形になる可能性のある溝とそれに先行する掘立柱建物（315SB050）が該当すると考えられます。

5 菅原道真の漢詩集「菅家後集」による「南館」の描写

（1）建物

菅原道真公が最晩年の大宰府で過ごした2年間のことを綴った漢詩集『菅家後集』には、大宰府で過ごした官舎の様子が断片的に記されています。

昌泰4（901）年早春に道真公が都落して大宰府に到着した先は大宰府条坊右郭の辺にある「南楼」であり、その場所是人だかりのする南北の道路（朱雀大路か？）に面す場所でした（叙意一百韻）。その後、道真公は「空しき官舎」に入りました（叙意一百韻）。官舎の設えは入口には柴やいばらが寄り付く門があり（不出門）、門には鍵が架けられていました（叙意一百韻）。建物は茅葺きで、屋根は松材のたる木で設えられ修築された建物でしたが（叙意一百韻）、雨漏りするがままの有様でした（夜雨）。建物は方三間の構造であり、敷地は狭く建物の方位は南北の規定に合っており、粗雑な建築ですが戸や窓は法式通りに設えており、北に窓もあると表現されています（読楽天北窓三友詩）。道真公の室には仏事のための磬が懸けられていました（叙意一百韻）。建物は屋根が茅葺のためか「草堂」とも表現され（聴鐘声）、



図5 大宰府条坊跡第315次 1区（南より）



図6 大宰府条坊跡第315次 2区（北西より）



図7 大宰府条坊跡第315次1区の溝（315SD025）より出土した複数の坏を入れたカメ

中庭を有す構造で（九月尽）、「老僕」が雇用され（風雨）、「厨児」が炊事し、親戚が洗濯する（叙意一百韻）など官舎内には家政機関があり、道真公が暮らす居宅とは別に建物があつたと思われ、施設総体としては「小閣」と表現されています（叙意一百韻）。（※漢詩からは「南楼」、「官舎」、「南館」、「小閣」の厳密な異同は不明。）

（2）敷地内の様子

入居した当初は屋敷地内の小径は荒れ果てて大半ははっきりとせず、井戸はふさがって掘り上げた砂が石畳みを覆い、垣根は隙間が空いており竹を割いて編んである有様で、屋敷地の一角には畝に植えたままの葵があり、雑草の合間に庭石が見え隠れしている、といった荒涼とした情景として描かれています（叙意一百韻）。後にこの場のいずれかに都の旧宅の園から分けた竹を畝を三つ立てて移植しています（思家竹）。

（3）景観と環境

「南館」の周辺の遠望は緑の山並みが印象的で（叙意一百韻）、夕暮れにはたなびく雲間に東山の寺の華堂を望み、塔の相輪の重なりも望まれ、梵鐘の音がかすかに聞こえたようです（晩望東山遠寺）。また大宰府政庁の建物の薨が見え、観世音寺の鐘の音も聞こえてきます（不出門）。時には夜間の政庁でおこなわれた「礼仏懺悔」を遠く聞くこともありました（南館夜聞都府禮佛懺悔）。一方で、昼間は官舎の西や北の街路では売人の声が聴かれ（二月十九日）、条坊内では喧騒を避けることができない様子でしたが、官舎周辺は閑静であり（官舎幽趣）、春先になれば、周辺の条坊内の家々にはあふれるほどの梅花が咲き乱れ（謫居春雪）、道真の居所においても東風吹く頃には梅が咲いていました（『拾遺和歌集』巻第十六・雑春・1006）。秋には軒端で近くの未亡人や老僧より入手して、仏に供えるために自らが植えた菊が咲き、九月の中庭には黄色の残菊が咲いていました（九月尽）。

（4）まとめ

漢詩から読み取れる道真公が2年間使用した官舎は、大路に面した右郭の端にあり、門を含む垣根で囲まれた一定の空間を有し、中庭のある構造で建物が複数あり、居所となった建物は正方位にあわせて建てられた方三間の茅葺屋根で、北窓があり、屋根の垂木には松材が使用されていました。この建物が「南館」の中心施設と思われます。敷地内には井戸、庭石、葵や竹、菊を育てる畑があることが描写されています。庭木には梅の木がありました。邸内からは政庁、観世音寺、山寺がある東山が遠望でき（観世音寺と東山の寺が同じものである可能性あり）、遠くに梵鐘の音が聞こえ、仏に想いを寄せる道真の心情に沁みる景観と環境が広がっていました。この施設の総体が「南館」とされた官舎であつたと考えられます。

6 遺構の性格（図4）

溝は調査位置の関係から今回は全体の様子がわかりませんが、一辺が7mほどの四角い溝になるのであれば、過去に調査された類例から屋敷内の御堂（神仏を祀る堂舎）や祠、墳墓を区画する溝である可能性があります。大宰府では10世紀前半には平地の条坊内に墳墓は営まれませんので、墓である可能性は低いと言えます。

掘立柱建物は調査区の外にも広がりがあると考えられるため全容はわかりませんが、9世紀後半から10世紀初頭頃の315SB050は、柱間が3間以上×1間以上の規模（5.4m+×2.6m+）の東西に長い掘立柱建物式で、瓦の出土量が著しく少ないため屋根は板葺や茅葺であつたと考えられます。後出する12世紀前後頃の掘立柱建物315SB030も東西に長い柱間が3間以上×1間以上の規模（7m+×4m+）のもので、屋根は板葺や茅葺であつたと考えられます。

2棟とも条坊の敷地の中では南東に寄った位置にあり、「館」全体の中では主屋というよりも全体を構成する建物群のひとつであつたと考えられ、蔵などではなく「館」内の家政の一部を担うような役目があつたのではないかと考えられます。

9世紀後半から10世紀初頭頃の掘立柱建物315SB050の様子は『菅家後集』の茅葺屋根の「草堂」と整合的であり、溝が御堂や祠などの屋敷地の施設に係るのであれば漢詩の世界では描かれていない新知見といえます。

また、後出する掘立柱建物（315SB030）は1100年前後頃に位置付けられるもので、奇しくも大江匡房により「神幸祭」が始まった康和3（1101）年に近い時期であり、祭事の開始により浄妙寺の境内が整備され、建物が新たに建てられたと考えることもできます。

溝と掘立柱建物の両者ともに道真公が書き残した『菅家後集』の「南館」を考察するには貴重な遺構であり、境内地の地下には道真公が在所した頃の遺跡が残されていることが証明された形となりました。

